高齢者には最後の機会

国民年金 5年かけて3万円

国民年金法の改正で、5年年金の制度ができました。その内容は、昨年12月1日発行の本紙でお知らせしましたが、加入のお申し出は、ことしの6月30日で締め切られます。高齢者のみなさんが年金に加入できる最後のチャンスです。加入できる人で、まだその手続きがすんでいない人は、急いで地元の市役所出張所（戸籍課）へ申し込んでください。

◇加入できる人／①いままで国民年金に加入したことがない人②明治39年4月2日から明治44年4月1日までのあいだに生まれた人③厚生年金保険などの年金制度に加入していない人④厚生年金保険などの制度から老齢年金や退職年金を受けることができない人が受ける資格がない人◇加入期間／5年間◇保険料／月額750円 ◇年金額／65歳から（65歳になるまでに5年に満たない人は、5年間を過ぎたとき）3万円。

福祉年金所得状況届のご提出を

6月2日から巡回して受付け

福祉年金を受ける人は、毎年6月中に所得状況届を出していただくことになっております。

この所得状況届は、受給権者やその配偶者受給権者の生計をみている扶養義務者の所得状況を届け出ていただくもので、届け出によって今年度の福祉年金を支給するか、停止するかを決める大切な届です。

この所得状況届を提出されないと、今年度の年金が受けられません。また、昨年は支給されなかった人でも、ことしは、支給される場合もありますので、もれなく所得状況届を提出してください。

受給権者が死亡されている場合でも、6か月以内に請求されると、未払いの年金が、遺族に支給される場合がありますから、該当者は受付け当日届け出てください。

所得状況届は、市の職員が巡回して受け付けますので、指定の日に必ずおいでください。おいでになるときは①個人通知書②国民年金証書③印鑑――を必ずお持ちください。受給権者ご本人がおいでになれないときは、代理人でもけっこうですが、受給権者の生活状態をくわしく知っておられる人がおいでください。巡回受付けの日程と場所はつぎのとおりです。

◇6月2日＝南観音小　草津小　井口出張所◇3日＝舟入小　江波中　草津小◇4日＝神崎小　観音小　己斐小◇5日＝天満小　西隣保館　己斐小◇8日＝広瀬小　三篠公民館　大芝小◇9日＝白島小　牛田小　戸坂出張所◇10日＝幟町小　尾長小　中山出張所◇11日＝袋町小　幟町小　尾長小◇12日＝比治山消防会館（比治山出張所隣）青崎小　皆実小◇15日＝比治山消防会館　仁保小　皆実小◇16日＝竹屋小　千田小　吉島小◇17日・18日＝大河小　宇品公民館（宇品出張所隣）段原小

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から午後4時までです。

当日おいでになれない人は、6月20日から7月10日までに市役所年金援護課（南庁舎1階）へおいでください。

くわしいことは、市役所年金援護課（電話45―2111　内線295か575）へおたずねください。

十日市出張所が移転

市役所十日市出張所の新しい建物が、榎町2番1号にできあがり、5月18日から事務を行なっています。

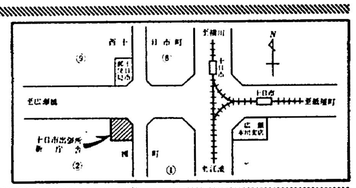

新しくなる汲取り料金の領収証書

市では、このたび、各シ尿収集業者の領収証書の様式を統一し、新しい領収証書に切り替えました。新領収証書は、市がシ尿収集業者に交付して使用させるもので、市章を表示し、料金算出根拠がよくわかるように様式を改め、おたがいに確認しやすくしています。

新領収証書は、1便所に1枚発行を原則としますので、2世帯以上で1つの便所をご使用の場合は、そのうちの1世帯を使用代表者として、1枚しか発行しません。

領収証書は、証拠書類として大切ですから6か月程度は保管してください。

また、従量制で汲み取る場合は、料金算定の基礎になる「メモリ」を作業のつど確認していただき、あとから料金に関するトラブルが起きないよう注意してください。

料金をお支払いになるとき、規定の領収証書が使用されなかったり、そのほか、ご不審の点があったりしたときは、市役所清掃局業務第一課（電話45―2111 内線818）へおたずねください。

募◆集

競輪臨時従業員

職務内容／投票業務
募集人員／約70名（年齢満45歳未満の健康な女性）
給与／800円（基本給600円＋皆勤手当200円。ただし、試用期間3か月終了後は基本給650円）
勤務時間／①発売関係＝午前10時30分から午後5時まで②払戻し関係＝午前11時から午後5時30分まで。
勤務日数／1開催（1か月）当り6日間。
面接日時／土・日曜日をのぞく午前9時から午後4時まで（採用者は、面接のうえ即時決定）
面接の場所／競輪事務局（宇品海岸3丁目6番）

そのほか、繁忙手当や記録手当などの諸手当がありますが、くわしいことは、競輪事務局（電話51―4530）へどうぞ。

青年学級参加者

▩学習コースと対象者／◇職場青年リーダーコース（定員50名）＝職場からリーダーとして派遣された18歳から29歳の青年を対象◇教養コースA（定員50名）＝初めて青年学級に参加する18歳から25歳の青年を対象◇教養コースB（定員50名）＝青年学級で1年以上学習したことのある18歳から25歳の青年を対象――いずれも市内に住所か通勤・通学場所がある人。
▩期間／46年3月まで。各コースとも毎週1回午後6時30分から午後8時30分まで。
▩申込み方法／所定の申込み用紙に記入して広島市青少年センター（基町5―61）へ6月中に申し込んでください。

くわしいことは、青少年センター（電話28―0448）へお問い合わせください。

「青年の船」候補団員

運航日程／46年2月から3月下旬まで。約51日間。
訪問国／東南アジアの諸国（フィリッピン、インドネシア、マレイシア、インド、シンガポール、中華民国の予定）
募集人員／広島県下で、知事推薦＝3人、班長＝1人、渉外担当＝1人
応募期限／6月15日（月）まで。
応募先／市役所青少年福祉課
選考／一般教養筆記試験、面接、英会話に関して、6月24日（水）市青少年センターで行ないます。
経費／参加者負担金5万円、旅券発行手数料など2万円のほか、研修への参加費用、旅行保険料などの雑費は、個人負担になります。

そのほか、くわしいことは、市役所青少年福祉課（電話45―2111 内線293）へお問い合わせください。

広島市政と市民

6月1日号 No 347

清潔な町それはみんなの願いです
「広島市を清潔にする運動」にご協力を

6月1日から7日まで 第12回水道週間始まる

水道施設の開放など

▩水道週間とは

この水道週間は、健康を守り、産業をおこし、消火に役だち、豊かな生活に貢献する水道に対して、市民のみなさんに一層の理解と関心をもっていただくために設けられたもので、全国的な運動が展開されます。水道事業をより健全に発展させることを目的として、毎年6月1日から1週間を水道週間に定め、全国でいろいろな行事が開催されます。水道局では、この週間につぎのような行事を計画していますので、ぜひご利用ください。

▩施設の一般開放

水道週間の期間中は、牛田浄水場と緑井浄水場を午前10時から午後3時まで自由に見ていただくことにしていますが、とくに、毎日午前10時と午後2時の2回、係員が場内の施設案内をして、取水から浄水、配水に至るまでの過程など、「きれいな水づくり」に関して、いろいろ説明します。また、パッキン修理が家庭でもできるよう、実物の給水装置を使用して講習を行ないます。

▩飲料水の無料検査

井戸水などを飲料水に使用している人で、水の検査を希望される人は、無料検査を行ないます。水の検査は①有害物質を含んでいないか②異常な酸性やアルカリ性はないか③臭みやニゴリはないか――などを調べ、飲料水としての適否を判定します。検査を希望される人は、よく洗った容器（1升ビンなど）に1.8リットル程度の水を入れて、牛田浄水場基町の水道局、千田町の管理部のいずれかへご持参ください。

▩特別相談所の開設

基町の水道局と千田町の管理部の正面玄関へ特別相談所を設け、水道に関するいろんなご相談に応じます。

▩サービスカーの市内巡回

サービスカーがみなさんの地区を巡回してパッキン修理などの簡単な修繕や水道に関する相談をお受けします。また、パッキン修理に便利な「修繕セット」も販売しますからご利用ください。

じょうぶなからだは歯の健康から

6月4日から10日までは「歯の衛生週間」です。市では、市歯科医師会と協力して、歯の検診、検査、指導、相談をつぎのとおり実施します。料金は無料ですから、多数ご利用ください。

妊産婦の歯の衛生相談室（県歯科医師会館3階口腔保健センターで毎週土曜日午後1時から午後3時30分まで）は、年間をつうじて開設しています。

日時	6月4日～6月10日（診療時間中）	6月4日～6月6日（午前9時～正午）	6月6日（午後1時～午後3時30分）
場所	市内各医療機関	県歯科医師会館3階口腔保健センター（富士見町11―19）	県歯科医師会館3階口腔保健センター（富士見町11―19）
対象	一般市民	一般市民	妊産婦

くわしいことは、市役所衛生課（電話45―2111 内線731）か市歯科医師会（電話43―4609）のどちらかへおたずねください。

遺児福祉手当の申込みを

市では、父母のいない児童や父母がいてもいないのと同じような事情にある児童の幸せを願って、45年度から新しく遺児福祉手当を支給することになりました。つぎのような児童と同居して、その児童を保護するとともに主としてその児童の生計を維持しておられる人は、市役所福祉事務所福祉課（国泰寺町一丁目4―22）へお申し込みください。

▩該当児童／日本人で、市内に住んでおり①父母が死亡した児童②父母の所在や生死が6か月以上明らかでない児童③父母が常時介護や監護を必要とする身体障害者か精神障害者である児童④法令で引き続き6か月以上拘禁されている父母を持つ児童――など。

ここでの児童とは、義務教育終了前（15歳に達した日の学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校か盲学校、ろう学校、養護学校などの中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む）の人をいいます。

▩手当の額／月額1,000円
▩支給額／手当は毎年9月と3月に支給します。

くわしいことは、市役所福祉事務所（電話45―2111内線681）へおたずねください。

被爆者健診を

45年度の特別被爆者手帳の検認と合わせて前期の被爆者健康診断を実施します。6月前半の日程はつぎのとおりです。

▩出張班／◇1日＝三篠小◇2・3・4日＝大芝小◇5・8・9日＝青崎小◇11・12・15・16日＝段原小
▩原爆被爆者福祉センター班／◇1・2・3・4・5・8日＝基町学区◇10・11・12・15・16日＝竹屋学区
▩舟入被爆者健康管理所班／◇1・2・3・4日＝舟入中町◇5・8・9・10・11・12・15・16日＝舟入本町

受付け時間は、午前9時30分から同11時45分までと午後1時から同3時45分までです。

みんなで「市民体育祭」へ

「市民体育祭」は市民のみなさんの体力づくりと青少年の健全なスポーツ活動の振興をはかるため開催されています。町ぐるみ、家族ぐるみで体育祭に参加し、明るく、なごやかな一日をすごしましょう。日程と会場はつぎのとおりです。

◇一般競技＝6月7日（日）9時から、県営陸上競技場で。雨天の場合は6月21日（日）

くわしいことは、市教育委員会保健体育課（電話45―2111内線641）まで。

「身体障害者福祉大会」へご参加を

市身体障害者福祉協会では、協会設立20周年を記念して、市役所と共催で第18回身体障害者福祉大会を開催します。身体障害者福祉向上のため、障害者や家族のみなさんは、ぜひご参加ください。

とき／6月7日（日）午前10時から。
ところ／社会福祉センター（千田町一丁目9―43日赤裏）2階大ホール

当日は、お弁当を準備しています。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年6月1日

広島市政と市民

人口と世帯
人口　557,958(555,684)
男　279,070(277,768)
女　278,888(277,916)
世帯　192,682(188,161)
昭和45年4月30日現在
(カッコ内は3月31日現在)

6月15日号　No 347

▲開園した原爆養護ホーム

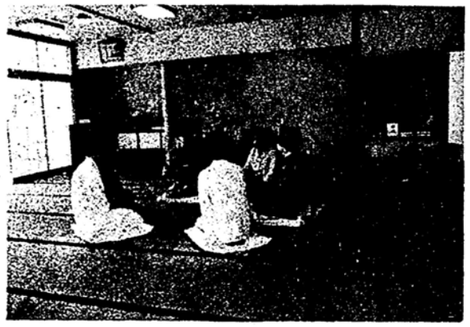

▲被爆者が集会したり、談笑したりすることができる集会室

◀寝たままでからだを洗い、入浴できるホイスト・クレーン

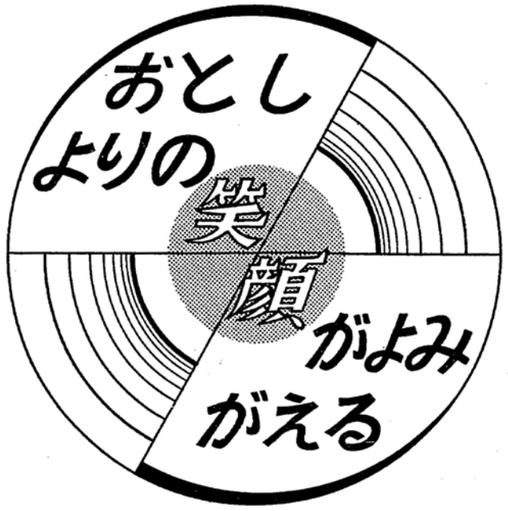

天満川の川辺に静かな余生を

原爆養護ホームが完成

この原爆養護ホームは、被爆者に少しでも明るく、幸せな生活を送ってもらおうと、県と市が共同で建設した施設で、舟入幸町（舟入病院南隣）天満川川辺にあり、四月十五日に開園しました。

この養護ホームには、六十歳以上の被爆者で、身体面、精神面、生活環境面のいずれかの理由により、家庭で養護を受けることがむずかしい人を収容する一般養護ホーム（定員百名）と身体面か精神面のどちらかに、いちじるしい欠陥があるために、常に介護が必要で、家で介護を受けることがむずかしい人を収容する特別養護ホーム（定員五十名）があります。

施設のあらましは鉄筋コンクリートづくり三階建て（地下一階）で、一・二階は、居室（十七室）のほか、食堂、浴室などがあり、浴室には、からだを横にしたままで入浴できる機械設備もあります三階は、居室（七室）のほか、集会室、機能訓練室医務室などがあります。

また、本年度予算で、屋上に軽量鉄骨づくりのサンルームを新設することにしています。

この原爆養護ホームの運営は、県と市が財団法人原爆被爆者援護事業団（志水清理事長）に委託して行なっています。

◀二階にある和室の被爆者の居室

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年6月15日

被爆者に幸せを

原爆特別措置法施行令の一部を改正

広げられる所得税額のわく

四十五年四月分から実施

このたび、原爆特別措置法施行令の一部が改正され、①特別手当や健康管理手当など諸手当の支給制限になっている所得税限度額のわくの拡大②介護手当の段階別支給――が行なわれます。おもな改正点はつぎのとおりです。（カッコ内の所得税額は改正前です）

■所得税額のわくの拡大■

◇特別手当／認定被爆者で、その病気がなおっていない人に対して申請者（本人）、配偶者、本人の生計を維持している扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、養子）それぞれの前年の所得税の額が、二万九千二百円（一万七千二百円）以下であれば月額一万円、二万九千二百円（一万七千二百一円）から三万七千円（二万二千七百円）のあいだであれば月額五千円が支給されることになりました。

◇健康管理手当／特別被爆者で特定の疾病にかかっている人のうち、①六十五歳以上の人②身体障害者③母子世帯の世帯主に対して申請者（本人）、配偶者、本人の生計を維持している扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、養子）それぞれの前年の所得税の額が、二万九千二百円（一万七千二百円）以下であれば、月額三千円が支給されることになりました。

このほか、医療手当や介護手当も、これまでの所得税額のわくが広げられ、二万九千二百円（一万七千二百円）になりました

■介護手当の段階別支給■

認定被爆者や特別被爆者で、厚生大臣の定める特定の障害（病院か家庭内での日常の生活がひとりではいちぢるしい制限を受け、生活することがむずかしいと思われる障害）のため、医師の認定によって介護を受け、その介護費を支払った人に対して、介護を受けた日一日について三百円の介護手当が支給されていましたが、ことしの四月から、つぎのとおり支給されることになりました。

◇一か月の介護日数が二十日以上の場合＝一万円◇一か月の介護日数が十日以上二十日未満の場合＝七千五百円◇一か月の介護日数が十日未満の場合＝五千円。

ただし、支払った介護費が、この支給基準額より少ない場合は、実際に支払った額が支給されます

また、介護手当の支給は、申請者（本人）、配偶者、本人の生計を維持している扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、養子）それぞれの前年の所得税の額が、二万九千二百円（一万七千二百円）以下であれば月額一万円、二万九千二百一円（一万七千二百一円）から三万七千円（二万二千七百円）のあいだであれば月額五千円が支給されることになりました。

◇健康管理手当／特別被爆者で特定の疾病にかかっている人のうち、①六十五歳以上の人②身体障害者③母子世帯の世帯主に対して申請者（本人）、配偶者、本人の生計を維持している扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、養子）それぞれの前年の所得税の額が、二万九千二百円（一万七千二百円）以下であれば、月額三千円が支給されることになりました。

このほか、医療手当や介護手当も、これまでの所得税額のわくが広げられ、二万九千二百円（一万七千二百円）になりました

健康診断を受ける被爆者＝尾長小学校で

■健康診断受診奨励金■

支給対象者の範囲を拡大

所得が一定の額より少ない被爆者の健康診断を少しでも受けやすくするため、一年に二回を限度にして、一回五百円の健康診断受診奨励金を一般検査を受診したとき支給していますが、その支給対象者の範囲が広げられました。

いままで、対象になっていた人は、◇国民健康保険被保険者のうち、保険料を減免か減額された人とその世帯にいる人◇生活保護法で保護されている人とその世帯にいる人◇老人福祉法の適用を受けて、養護老人ホームに収容されている人◇失業対策事業に従事している就労者――などとなっていました。

このような人に加えて、四十五年度から◇世帯主と世帯員全員の①市民税が非課税か②均等割（市民税六百円と県民税百円の合計七百円）だけ課税されている世帯の一般被爆者手帳を持っておられる人が、一般検査を受け、必要により、さらに、精密検査を受けた結果、つぎの疾病があると診断された場合は、特別被爆者手帳に切り替えられます。

健診の結果で一般から特別被爆者へ

◇造血機能障害（貧血症）◇肝臓機能障害（慢性肝障害）◇悪性新生物（ガン）◇内分泌系の障害（すい臓分泌機能異常、卵巣機能異常、睾丸機能異常、甲状腺機能異常）◇中枢神経系の血管損傷（蜘網膜下出血、脳出血）◇循環器系の障害（高血圧性心臓疾患、動脈硬化性心臓疾患）◇腎臓機能障害（ネフローゼ、慢性腎炎）◇視機能障害（白内障）。現在、該当する疾病があると思われる人は、精密検査のできる医療機関か市役所原爆被害対策課にご相談ください。

この手続きは、精密検査のできる医療機関が健康診断（精密検査用）用紙に必要な検査結果を記入して、市役所原爆被害対策課に提出していただくことになっています。

市では、その内容を審査して、一般被爆者手帳から特別被爆者手帳に切り替えて交付します。

被爆者は、いつ健康状態に変化がおきるかわかりませんので、年二回実施している被爆者定期健康診断は、必ず受けてください。

特別被爆者で、健康保険、日雇労働者健康保険など、「健保」の加入者（本人）が、病院や医院で治療を受けた場合、支払った初診時一部負担金、入院時一部負担金、薬剤一部負担金（四十四年十月以降はない）が本人の申請によって支給されることになっています。

これは、四十四年四月一日以降に支払った一部負担金に適用されますので、いままでに支給申請の手続きをしていない人（今後、一部負担金を支払った場合も含む）は、領収書、印鑑、保険証、特別被爆者手帳を持参のうえ、所定の申請書（市役所原爆被害対策課に備付け）に記入して申請してください。領収書のない人は申請書の下の欄に病院や医院で一部負担金を支払った領収の確認をしてもらってください。

国が初診料などを

「健保」の被爆者へ

■健康管理手当■

一律月四百五十円に

国民年金保険料を引上げ

国民年金の保険料は、将来の年金給付に直接影響する大切な要素です。このたびの国民年金法の一部改正で年金額が大幅に増額されたのに伴い、保険料もことしの七月から、これまで年齢別であったものを一本化して、一律月四百五十円に引き上げられます。国もこの保険料の半額に当たる額を負担することになっています。

国民年金制度は、老後の生活保障はもちろん、としをとるまでにケガをしたり、母と子どもだけの状態になったりしたときに、生活の低下を防ぐのが目的で、そのような状態になったとき、多額の年金を受けることがのぞましいことです。そのためには、できるだけ多くの掛け金をかけておくことが多額の年金に結びつくことになります。

年金の引き上げということには抵抗を感じられるでしょうが、物価などの値上げと異り、やがては自分自身に多額の年金としてはね返ってくることを自覚して、必ず保険料を納付されるよう心がけてください。保険料を完納して、みんなで明るい生活を送りましょう

七・八・九月分の保険料の納期限は十月三十一日までです。

くわしいことは、市役所年金援護課（電話四五―二一一一内線五七四）へおたずねください。

■爆者健康管理所（電話四三―二四五一）へおたずねください。

定期健康診断を

日曜健診は六月二十一日

四十五年度の特別被爆者手帳の検認とあわせて、前期の被爆者健康診断を実施します。六月後半の日程はつぎのとおりです。

■出張班／◇17・18・19日＝比治山小◇22・23・24日＝仁保小◇25・26・29日＝江波小◇30日＝荒神町小

■原爆被爆者福祉センター班／◇17・18・19・22・23・24日＝竹屋学区◇25・26・29・30日＝袋町学区

■舟入被爆者健康管理所班／◇17・18・19日＝舟入本町◇22・23・24・25・26日＝舟入川口町◇29・30日＝西川口町

受付け時間は、いずれも午前九時三十分から午前十一時四十五分までと午後一時から午後三時四十五分までです。

今月の日曜健診は、六月二十一日の午前九時から午後三時まで、原爆被爆者福祉センターで行ないます。

町を清潔に

水路やみぞにゴミを捨てないように

市では、水路や下水管から流れてくるゴミを排水ポンプ場のスクリーンと水路の要所に設置してあるスクリーンでかきあげ、直営と業者への委託によって、ゴミ埋立地で処理しています。このゴミの中には、犬など動物の死体あきカン、あきビン、ボールなどのほか、大きいものでは古畳や机イスなども、水路や下水管をつまらせています。したがって、降雨時には水位が上がって浸水の原因になり、晴天時には汚水が停滞して悪臭発生の原因になっています。

ポンプ場のスクリーンにたまったゴミ

不快なツユ時期を迎えましたので、浸水を防ぎ、町を清潔にするため、ゴミ、がれきなどを、水路やみぞへ捨てないよう、市民のみなさんのご協力をお願いします。

水路やみぞへかかったゴミを引きあげられたときには、市役所清掃局業務第二課（電話45―2111内線682）へご相談ください。

便そうの管理を正しく

例年、便そうに雨水が浸入して、シ尿の収集体制に混乱を生じることがしばしばあります。この中には、便そうの管理が悪いことが原因になっているものも数多く見られますので、①こわれている便そうはすぐなおす②便そうが地面より低いものは、周囲を盛り土などで高くする③軒先に汲取り口があるものは、マンホールの上にビニールをかぶせる――ことに注意され、便そうへの浸水を未然に防ぐよう心がけてください。

身障者相談員のご活用を

医療、税金、就職など

身体障害者の身近かなところに住んでいて、いつでも気軽に、どんな問題でも相談できるように、市内につぎの相談員がおられます

この相談員は国の方針にもとづいて、県知事、身体障害者団体から相談指導業務の委託を受けた人たちです。

■相談員■

◇田川馨＝東雲本町一丁目二―三四◇本永寛輔＝西天満町六―六九の一◇石下信一＝大手町五丁目五―一一◇沖村勇＝庚午北三丁目七―一◇沖田斉＝袋町一―一一◇徳川邦憲＝的場町二丁目五―五◇吉沢茂＝段原新町三一六◇吉上厳＝◇佐宮茂＝牛田町東区八二―四◇辺見時夫＝光南四丁目七―一六◇森山元四郎＝庚午南町二丁目一六―四◇岡本嶸峨次＝段原中町四二西川口町四―二◇松田義行＝西川口町四―三一◇土生晋＝古田町古江　力田病院◇大吞瀬吉＝舟入本町一六―一六　―敬称略―

■おもな相談内容■

更生医療　補装具　身体障害者手帳　一般医療　税金　就職　世帯更生資金　身の上相談　年金　各種施設　そのほかの心配ごとなど。

くわしいことは、市身体障害者福祉協会（電話六二―三三五七）へお問い合わせください。

寝たきり老人見舞金の申請をお早く

市では、四十五年度から、老人の幸せを願って寝たきり老人見舞金を支給することになりました。つぎの三つの条件を満たしている人は、いますぐ申し込んでください。

該当者：①市内に住所がある人②国民年金法にもとづく福祉年金の支給を受けている七十歳以上の人③家などで、引き続き一年以上寝たきりで、常に介護が必要な人。ただし、施設にはいっている人はのぞく。

支給額：六月＝二千円　十二月二千円。

支給手続き：見舞金支給書に医師の証明書か民生委員の証明書などを添えて申し込む。

申請書の用紙は、市役所福祉事務所福祉課第二福祉係（電話四五―二一一一内線八七五九二八）にあります。くわしいことも同課へおたずねください。

国民年金の保険料は、将来の年金給付に直接影響する大切な要素です。このたびの国民年金法の一部改正で年金額が大幅に増額されたのに伴い、保険料もことしの七月から、これまで年齢別であったものを一本化して、一律月四百五十円に引き上げられます。国もこの保険料の半額に当たる額を負担することになっています。

国民年金制度は、老後の生活保障はもちろん、としをとるまでにケガをしたり、母と子どもだけの状態になったりしたときに、生活の低下を防ぐのが目的で、そのような状態になったとき、多額の年金を受けることがのぞましいことです。そのためには、できるだけ多くの掛け金をかけておくことが多額の年金に結びつくことになります。

年金の引き上げということには抵抗を感じられるでしょうが、物価などの値上げと異り、やがては自分自身に多額の年金としてはね返ってくることを自覚して、必ず保険料を納付されるよう心がけてください。保険料を完納して、みんなで明るい生活を送りましょう

七・八・九月分の保険料の納期限は十月三十一日までです。

くわしいことは、市役所年金援護課（電話四五―二一一一内線五七四）へおたずねください。

六月十九日に「一日総合相談室」を開設

国・県・市の仕事に対する苦情や要望、税金の問題、借地・借家の問題、金銭貸借上の問題、相続や離婚などの家庭の問題、そのほか、どんな相談でも一か所で聞ける「一日総合相談室」を開設しますので、お気軽にご利用ください。

とき：六月十九日（金）午前十時から午後四時まで。

ところ：市役所本庁舎三階講堂

参加機関：中国管区行政監察局　法務局　労働基準局　国税局　家庭裁判所　県　市　中央児童相談所　精神者更生相談所　身障者更生相談所　教育研究所　東・西・南各警察署　県税事務所　東・西社会保険事務所　農林事務所　土木建築事務所　教育事務所　専売公社広島地方局　広島中央放送局　電電公社広島電報電話相談所

くわしいことは、市役所公聴課（電話直通四三―〇四四〇）まで

「史跡・文化財めぐり」にご参加を

不動院

とき／6月25日（木）午前9時から午後3時30分まで。

見学する史跡・文化財／頼山陽居室　不動院　三滝寺　広島城　浅野家墓地　新庄の宮。

集合／市役所玄関前に午前8時45分までに集合してください。

申込み先／市役所広報課（電話45―2111内線229）へ電話で申し込んでください

その他／①定員は55名（定員になりしだい締め切る）②昼食、雨具はご持参ください③雨天の場合は中止します。

もう一度計りなおしましょう

二十四か所に公衆ハカリを設置

市計量協会の協力を得て、四十二年度から公衆ハカリを、市内のスーパーや商店街などに設置してきましたが、本年度も広く市民のみなさんに利用していただくため市内二十四か所に設置しました。

この公衆ハカリは、消費者のみなさんが買われた商品を、もう一度このハカリで計りなおして、計量に対する関心と認識を深めていただくとともに、商店の人には、正しい量目で取り引きしていただくことを目的にしております。

また、ハカリの置き台は、消費者のみなさんの声を聞く意見箱になっておりますので、備付けの用紙に商品の量目、価格など、買物全般にわたる意見、要望、苦情などを投書してください。

公衆ハカリの設置場所はつぎのとおりです。

◇広電会館己斐店＝己斐町◇広電会館宇品店＝宇品神田五丁目◇菱屋フードセンター＝観音新町一丁目◇いづみ八丁堀店＝新天地◇いづみ駅前店＝松原町◇マルシン舟入店＝舟入中町◇マルシン白島店＝西白島町◇マルシン翠町店＝翠町◇丸栄＝紙屋町二丁目◇主婦の店＝横川町三丁目◇原友ストアー＝曙町◇おおうち＝江波本町◇たじまストアー＝宇品東二丁目◇ふじおかスーパー＝庚午南町◇ふじハイツセンター＝己斐町ふじハイツ◇くみあいマーケット＝戸坂町◇くみあいマーケット＝古江東町◇長崎屋スパーク観音店＝南観音二丁目◇長崎屋スパーク庚午店＝庚午北三丁目◇長崎屋スパーク吉島店＝光南一丁目◇長崎屋スパーク東店＝段原日の出町◇ステーションビル地下食品売場◇天満屋地下食品売場＝胡町◇福屋地下食品売場＝胡町

このうち、長崎屋スパーク庚午店、同吉島店、同東店、ステーションビル地下食品売場、天満屋地下食品売場、福屋地下食品売場は自主的に設置されました。

青少年の映画鑑賞グループを

県青少年映画対策委員会では、ひとりで映画を見て楽しむだけでなく、よい映画をみんなで見て話し合い、よりよい学習の効果をあげるため、映画鑑賞のグループをつくることを呼びかけています。

■グループ結成の方法＝◇グループメンバーの氏名、年齢などを書き込み、代表者を定め、一グループ五名以上◇グループの会員ひとりひとりに会員証が交付され、映画を鑑賞する場合、推せん映画に限り三割引き以内になる

■映画鑑賞の方法＝◇グループ鑑賞、個人鑑賞のいずれを問わない

↙め、市興行協会（市内新天地四―五環衛センター内電話四七―七二五七）へ申し込む。

故郷土画家作品展へのご出品を

広島城郷土館で今秋二回目の物故郷土画家の作品展を開催しますこの機会につぎの画家の作品をお持ちの人は、この作品展にご協賛のうえ、ご出品くださるようお願いします。

岡崎山　小倉武駿　大田午庵　山田雪塘　中川墨嶺　河原南汀　木村貞斉　山野峻峰　斉熊谷直彦

↘田中頼璋　山口雪風　山県二承　里見雲嶺　名草逸峰　北小路祐啓　南薫造　古川秋蓬　築瀬観洋　和田準岳　原白山

関係者のご協力をお待ちします

くわしいことは、七月末までに広島城管理事務所（市内基町、電話二一―七五一二）へお問い合わせください。

募集

税務職員

受験資格／昭和二十五年四月二日から昭和二十八年四月一日までに生まれた男子。

受験申込み期間／六月二十日から七月三日まで。

申込み先／人事院中国事務局（市内上八丁堀六―八二）

くわしいことは、人事院中国事務局、広島国税局、各税務署のいずれかへおたずねください。

ボ市親善訪問団員

訪問先／ナホトカ　ハバロフスク　モスクワ　レニングラード　ボルゴグラード

募集人員／十六名～二十名。

費用／約二十五万円。

申込み期限／六月二十四日（水）

申込み方法など、くわしいことは、ボルゴグラード親善訪問団世話人会（上幟町二―四一岡部ビル電話二一―七三四三）まで。

水泳学校参加者

期日／七月二十六日（日）から八月五日（水）までの十日間。

資格／小学校五年生以上の健康な人。

定員／六百八十名。

教科内容／①初等科②中等科③高等科の三段階。

授業料／ひとり千円（教材、帽子写真代などを含む）

申込み方法／所定の申込み用紙に記入し、授業料を添えて七月一日から七月四日までに、市教育委員会保健体育課内水泳学校あてに申し込んでください。ただし、定員になりしだい締め切ります。

くわしいことは保健体育課（電話四五―二一一一内線四〇二）へお問い合わせください。

市役所職員

区分	採用職種	採用予定人員	受験資格	申込み期限	第一次試験日
初級	畜産	男女若干名	①高等学校を昭和四十六年三月に卒業する見込みの人②高等学校を卒業した人で、昭和二十二年四月二日以降に生まれた人③行政事務の女子は高等学校を昭和四十六年三月に卒業する見込みの人に限る。	七月二十八日（火）	八月二日（日）
初級	土建	男子若干名	①短期大学か高等専門学校を昭和四十六年三月に卒業する見込みの人②短期大学を卒業した人で、昭和二十年四月二日以降に生まれた人。	七月二十一日（火）	七月二十六日（日）
初級	行政事務	男子約十名、女若干名	①大学を昭和四十六年三月に卒業する見込みの人②大学を卒業した人で、昭和二十年四月二日以降に生まれた人③行政事務の女子は昭和二十八年四月二日以降に生まれた人。	七月二十一日（火）	七月二十六日（日）
中級	土建	男子各若干名	①土木・建築・水産・農芸・獣医・畜産・食品衛生監視・化学・薬学・応用化学・工業化学科、化学応用化学科の課程を修めた人。	七月二十一日（火）	七月二十六日（日）
上級	行政事務	男子約二十名	①大学を昭和四十六年三月に卒業した人②大学を卒業した人で、昭和二十年四月二日以降に生まれた人③行政事務は昭和二十八年四月二日以降に生まれた人。	七月二十一日（火）	七月二十六日（日）
上級	土木・建築・機械・電気・食品衛生監視・応用化学	男子各若干名			

採用試験合格者は、46年4月1日に採用します。採用試験案内、申込み書は、市役所人事課にあります。

そのほか、くわしいことは、市役所人事課（電話45―2111内線243・524）へお問い合わせください。

「平和教育を考える」シンポジュームへご参加を

被爆体験を若い世代に継承するため、「平和教育を考える」のテーマでシンポジュームを開きます。みなさんの参加をお待ちします

とき：6月20日（土）午後1時から午後4時30分まで。

ところ：平和記念館講堂（中島町1―2）

講演：宮坂宥勝氏（高野山大学教授）

問題提起者：相原和光氏（YMCA総主事）石田明氏（原爆被爆教師の会会長）切明悟氏（「家庭と教育」誌主幹）小谷鶴次氏（広大教授）

くわしいことは、平和文化センター（平和記念館内　電話41―5246）まで。

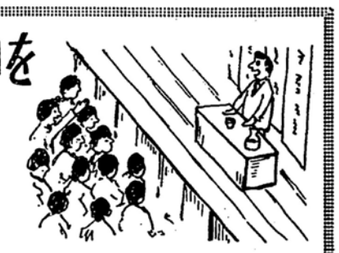

広島市政と市民

ぼくたちの力が大きな輪になってみんなの町を美しく
「広島市を清潔にする運動」にご協力を

7月1日号 No 349

日ごろゆき届かないところを

大掃じは定められた日に

7月1日から7月31日まで

ツユあけもま近です日ごろ手の届かないところを掃じして、さっぱりした気持ちで夏を過しましょう。

ことしも7月1日から31日までの1か月間を大掃じの期間と定めましたので、この期間内にみなさんの家庭でも大掃じをしてください。大掃じで出たゴミは、通常のゴミ収集日に集めますから、定められた場所へ持ち出しその他の場所への持ち出しや不法投棄はしないでください。営業によって出されたゴミは収集しませんから、決められた処理をしてください。

大掃じのご相談は、つぎの事務所でお受けします。◆東清掃事務所（電話81—1740）＝尾長・中山・段原・仁保・大河・胥崎・比治山・宇品・似島・皆実出張所管内◆中清掃事務所（電話41—0779）＝本庁、基町・牛田・三篠・戸坂・十日市・観音・舟入・己斐・草津・井口出張所管内◆市役所清掃局業務第二課（電話45—2111 内線907）＝どの清掃事務所に所属するのか、はっきりしない家庭

▩掃じの仕かた▩

◇家具類やタタミ、敷き物などは、できるだけ戸外に出して風と日光に当てましょう。

◇天じょう裏、床下、押入れ、家具の引出しなどは、ネズミ、ゴキブリなどのすみ家ですから、日光や空気にじゅうぶん当て、ダイアジノン・ディルドリン・DDVPなどのクスリをまきましょう。

◇フタのついたゴミ容器を備えましょう。こわれた容器は修理するか、取り替えましょう。

◇畜舎などは、とくに風とおし、日当りぐあい、シ尿の処理などに気をつけ、こわれたところは修理しましょう。

◇汲取り便所は、便池の内外をよく掃じして、ダイアジノン、DDVPなどのクスリをまいておきましょう。本紙5月1日号でもお知らせしましたが、市では、5月から汲取り業者をとおして、便所の汲取りをするときに薬剤をお配りしています。汲取りが終わったあとの便そうに、お配りしたジノン5％水和剤1袋を1.8リットル（約1升）の水で溶いて、すぐに入れてください。この薬剤は、まちがって飲むと危険ですから、すぐに使用されないときは、小さいお子さんの手のとどかない場所に保管してください。また、汲取り口や落し口には必ずフタをするようにして、窓にはアミをはりましょう。

◇夏を過ごしやすくするため、家具や調度類の配置をくふうしましょう。

▩あとしまつ▩

大掃じで出てきた古雑誌・新聞紙・あきビンなどは、売るか再生するかの方法を考えましょう。あとしまつで出たゴミは、ダンボールの箱などにまとめるか、紙やムシロなどで包んでおいてください。

市公用車に排気ガス除去装置を取付け

みんなで公害防止を

最近、自動車の排気ガスに含まれている一酸化炭素や鉛など、いわゆる有害排気ガスによる公害が問題になっています。

市では、このような公害を少しでも軽減するため、一般に先がけて、市の公用車に一酸化炭素を減らす排気ガス除去装置を取り付けました。取付けの対象になる車両（四輪車で中型車以上）は、323台ですが、このうち16台は、すでに44年度で取付けをすませ、効果をあげています。残り307台も6月末までに全部取付けを終わりました。

また、鉛公害で問題になっているハイオクタン・ガソリンを使用していた市の乗用車18台の燃料を、6月1日からレギユラー・ガソリンに切り替えました。

自動車を使用される市民のみなさんも、空気を汚す有害な排気ガスを少しでもなくすよう、排気ガス除去装置の取付けやレギュラーガソリンの使用などにご協力いただき、公害のない、住みよい町をつくりましょう。

日本脳炎の予防接種をお早く

日本脳炎はカ（おもにコガタアカイエカ）が媒介するもので、感染すると、4日から2週間くらいで発病し、20〜30％の人が死亡するといわれ、たとえなおったとしても、大半の人は、知能障害や運動機能の低下をまねくという、おそろしい病気です。この病気の予防には、予防接種が一番効果がありますが、接種を受けてから身体の中に免疫体ができるまでに約2週間かかります。7月中旬ごろから10月中旬ごろまでのあいだに、多発が↗予想されていますので、まだ予防接種を受けていない人は、早めに受けてください。東保健所は、7月3日と10日、西保健所は、7月6日南保健所は、7月2日と9日。時間はいずれも午後1時から午後3時まで受け付けています。病院・医院では診療時間中いつでも受け付けています。料金は実費がいります。

くわしいことは、市役所衛生課（電話45—2111 内線314）へおたずねください。

郵便貯金にご協力を

郵政省では、6月1日から7月31日まで、「夏期郵便貯金特別増強運動」を全国的に展開しています。

郵便貯金は、国の財政投融資の財源として大蔵省資金運用部をとおして広島市にも貸し出されて、住宅や学校の建設、道路や上下水道の整備、中小企業や農林・漁業の近代化など、住みよい町づくりと郷土発展のために大きな役割りを果たしています。

わたくしたちの生活の向上に役だっている郵便貯金に対する認識と理解を深めていただき、ひとりでも多く加入して、郵便貯金の増強・増額にご協力ください。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111） 印刷／文化印刷株式会社 発行日／昭和45年7月1日

犬の登録や狂犬病予防注射を

実態調査にご協力を

近かごろ、新聞配達をする少年などが、飼犬にかまれてケガをするという事故が起きています。外国では、狂犬病にかかった犬が数多く発生しており、人が狂犬病にかかると現在の医学では絶対になおらないといわれています。このため、法律で、①生後91日以上の犬は登録する②年に2回、狂犬病予防注射をする——よう決められていますので、まだ、登録や注射をしていない犬の飼主は、急いで手続きをしてください。手続きの場所は、どちらも開業獣医師か市飼犬管理事務所（冨士見町11—27東保健所構内）です。

また、最近はペットとして室内で犬を飼うことが盛んですが、これらの飼犬も届け出がないと不正飼育と狂犬病予防法違反で摘発されます。

市飼犬管理事務所では、7月中旬から、市内いっせいに未登録犬と未注射犬の調査を行ないます。調査員が各家庭におうかがいしますので、ご協力をお願いします。

愛犬交換会へどうぞ

犬の正しい飼いかたや捨て犬の防止、野犬のぼく滅などを目的にして、「愛犬交換会」を開きます。当日は新しい飼主を待っている犬がたくさんいますので、犬を飼いたい人や、やむを得ず犬が飼えなくなった人は、多数おいでください。犬の登録や狂犬病予防注射、避妊手術、飼育相談なども、あわせて行ないますのでご利用ください。

とき／7月12日（日）午後1時から午後4時まで。

ところ／市飼犬管理事務所（冨士見町11—27東保健所構内）

ことしは〝いぬ年〟でもあり、犬を飼われる人は愛情と責任を忘れずに、人と犬とのきずなを一層深くして、みんなに迷惑がかからないように飼いましょう。くわしくは市飼犬管理事務所（電話41—1151）まで。

募集

1970年度ミス広島

資格／学歴が高校卒業以上で、昭和45年8月1日現在、満18歳以上25歳未満の未婚の女性

応募範囲／①広島市内かその近郊に在住する人②市内に通勤しているかそれと同様の状態にある人。

応募方法／①本人か推せん者が、所定の申込書に必要事項を記入し、昭和45年5月1日以降の写真（上半身手札型）2枚を添えて申し込んでください②募集要綱と申込書は市観光協会事務局にあります。

申込み先／市観光協会（大手町一丁目10—2平和記念公園レストハウス内電話47—6738）

選出／ミス広島3名。

締切りと審査／45年7月20日（月）に締め切り、7月下旬に審査。

園芸教室参加者

あなたの生活を楽しく、豊かにするため、園芸教室を開きます。おさそい合わせのうえ多数ご参加ください。

テーマ／「夏の家庭園芸と花壇の手入れ」＝菊の手入れ、病虫害の予防、刈込みの仕かたなど。

講師／市園芸指導所 平田泰雄主任技師

日程と場所／◇7月6日（月）＝中央公民館（基町）対象地区：幟町・国泰寺中学校区◇7月8日（水）＝観音地区公民館（観音小学校東側）対象地区：観音中学校区◇7月9日（木）＝宇品地区公民館（宇品神田神社東）対象地区：宇品中学校区◇7月10日（金）＝三篠地区公民館（三篠小学校前）対象地区：中広中学校区◇7月11日（土）＝中央公民館対象地区：上記以外の地区。時間は、いずれも午後1時30分から午後3時30分まで。

定員／50名（7月11日は150名）

参加資格／15歳以上で園芸に興味をもつ人。

申込み方法／当日、会場で直接申し込んでください。

参加者全員に、花か種をさしあげます。

くわしいことは、中央公民館（電話21—5943）へおたずねください。

職業訓練生

募集主体／家事サービス職業訓練校

資格／満25歳以上の女性

コース／①家事サービス②食物・調理③ホームヘルプ。

応募方法／7月4日（土）までに、広島公共職業安定所へ申し込んでください。

期間／7月11日（土）から9月30日（水）まで。

授業料／無料

そのほか、くわしいことは、家事サービス職業訓練校（宇品御幸三丁目11—52 電話51—4279）へお問い合わせください。

競輪臨時従業員

職務内容／①場内清掃係②計算係③窓口係

募集人員／①場内清掃係＝若干名（満55歳未満の健康な女性）②計算係＝若干名（珠算1級以上で満45歳未満の健康な女性）③窓口係＝約60名（満45歳未満の健康な女性）

給与／①場内清掃係＝980円（基本給780円＋皆勤手当 200円。ただし、試用期間3か月終了後は基本給830円）②計算係＝1,080円（基本給880円＋皆勤手当200円。ただし、試用期間3か月終了後は基本給 930円）③窓口係＝800円（基本給600円＋皆勤手当 200円。ただし、試用期間3か月終了後は基本給 650円）

勤務時間／①場内清掃係＝午前9時から午後6時まで②計算係＝午前11時から午後5時30分まで③窓口係＝㋐発売関係：午前10時30分から午後5時まで④払戻し関係：午前11時から午後5時30分まで。

勤務日数／1開催（1か月）当り6日間。

面接日時／土・日曜日をのぞく午前9時から午後4時まで（採用者は、面接のうえ即時決定する）

面接場所／市競輪事務局（宇品海岸三丁目6番）

そのほか、繁忙手当や記録手当などの諸手当がありますが、くわしいことは、競輪事務局（電話51—4530）へどうぞ。

計量器の定期検査を

◇7月1日＝吉島県営住宅4号館前広場◇2日＝吉島小◇3日＝吉島公園◇6日＝中島小◇7日＝市中央卸売市場◇8日＝千田小◇10日＝市計量検査所◇13日＝竹屋小◇14・15日＝平塚公園

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から午後3時30分までです。検査は雨天でも行ないます

固定資産税
都市計画税
（2期分）
国民年金保険料
（1期分）
納付期限7月31日

7月は「社会を明るくする運動」月間です

7月いっぱいは、「第20回社会を明るくする運動」が全国的に展開されます。ことしの運動は、「社会的な連帯を強め青少年の非行化を防ぐ」ことが重点目標になっています。

みんなで、犯罪や非行のない明るい町をつくるよう努めましょう。